

○三好市建設業者等指名停止等措置要綱の運用

平成28年5月25日 決定

平成28年6月1日以降適用

三好市建設業者等指名停止等措置要綱（以下「要綱」という。）の運用に関し、下記のとおり定める。

記

1 要綱第2条第1項関係（指名停止の期間の始期）

- (1) 指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

2 要綱第3条第1項関係（下請負人の不適切行為による元請負人の責任）

- (1) 工事施工に関して下請負人のみの不適切な行為があった場合でも、元請負人は発注者との関係において下請負人の監督責任、現場管理責任を免れることはできず、元請負人も指名停止の対象となる。

3 要綱第3条第2項、第3項関係（共同企業体に関する指名停止の運用）

- (1) 要綱第3条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、既に対象である工事について開札済みであって、新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。

4 要綱第4条第2項関係（短期加重措置の運用について）

- (1) 要綱第3条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当した場合には短期加重措置の対象とし、当該共同企業体の一部の構成員が要綱別表（以下「別表」という。）各号の措置要件に該当した場合は、当該共同企業体に対し短期加重措置の対象としないものとする。
- (2) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (3) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又

は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

5 要綱第5条関係（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例の運用）

- (1) 要綱第4条第2項に該当し、短期加重措置の対象となった措置案件について、さらに要綱第5条各号のいずれかに該当する場合は、短期加重措置の後、加重するものとする。
- (2) 要綱第5条第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の職員」（要綱第5条第5号並びに別表第2第2号、第3号、第6号、第7号及び第9号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

6 別表第1関係

- (1) 一般工事における過失による粗雑工事（第3号関係）について、かしが重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。
- (2) 市発注工事及び一般工事のいずれの工事においても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする（第5号から第8号まで）。

イ 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転による生じた事故等）

ロ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

- (3) 市発注工事における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてイの場合とする。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができる。

イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

(4) 一般工事における事故（第6号及び第8号関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

7 別表第2関係

(1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」（第1号関係）とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

(2) 独占禁止法第3条に違反した場合（第4号、第5号及び第6号関係）は、排除勧告に対する事業者の応諾がなされたこと（事業者が応諾を拒否した場合は、審判手続開始決定後違反があった旨の審決が出たこと）、排除勧告を経ないで課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされないこと（事業者が審判手続開始の請求をした場合は、審判手続開始決定後納付すべき旨の審決が出たこと）又は刑事告発がなされたことを知った後、速やかに指名停止措置を行うものとする。

(3) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合（第4号及び第5号関係）は、課徴金納付命令が出され、審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされないこと（事業者が審判手続開始の請求をした場合は、審判手続開始決定後納付すべき旨の審決が出たこと）を知った後、速やかに指名停止措置を行うものとする。

(4) 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（第4号及び第5号関係）で、公正取引委員会の排除勧告、課徴金納付命令に対し審判手続が開始され、審決の結果、独占禁止法違反に該当すると判断された事業者に対しては、当該審決に至る経緯、内容等を勘案した上で、市長の判断により、要綱第4条及び第5条並びに別表各号の規定による指名停止期間の範囲内で、審判手続が開始されなかった場合の指名停止の期間に比し、指名停止の期間を加重して運用することができるものとする。

(5) 「業務」(第4号及び第13号関係)とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。

(6) 建設業法違反行為(第11号及び第12号関係)について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が県内における建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

ロ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合(市長が軽微なものと判断した場合を除く。)

(7) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」(第13号関係)とは、原則として、次の場合をいうものとする。

イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が県内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

ロ 市発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合